

平成 23 年度第 2 回

帯広市国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成 23 年 9 月 15 日 (木)

午後 6 時 30 分～

場所 市役所 10 階第 6 会議室

出席委員（11名）

被保険者を代表する委員

神田 委員

桑原 委員

広瀬 委員

保険医又は薬剤師を代表する委員

前田 委員

及能 委員

小林 委員

渡邊 委員

公益を代表する委員

村中 委員

村上 委員

嶋谷 委員

被用者保険等を代表する委員

小林 委員

帯広市（10名）

原 市民環境部長

山口 企画調整監

小田原 国保課長

相馬 収納対策担当課長

森山 課長補佐（管理係担当）

柏木 課長補佐（給付係担当）

石崎 管理係長

小笠原 保険料係長

藤原 管理係主任

藤沼 管理係主任

事務局

ただいまから、平成 23 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、副市長からご挨拶をいただきます。

副市長

皆さんお晩でございます。本日は、何かとお忙しい中また、夜分にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様には日ごろから、市政全般にわたりご協力を賜り、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

また、この後、選出されます会長及び会長代行をはじめ各委員の皆様におかれましては、国保運営について今後 2 年間にわたり、何かとお世話になりますのでよろしく願いいたします。

さて、国において、医療・介護・年金などに加え、子育て、就労促進も含めた社会保障全般について、制度と財源のあり方が論議され、6 月 30 日に「社会保障・税一体改革成案」として取りまとめられ、7 月 1 日に閣議報告がされております。

その中で、国民健康保険に関しましては、脆弱である市町村国保の財政運営の都道府県単位化と財政基盤の強化及び低所得者対策を図ることが盛り込まれております。

加えて東日本大震災については、被災地・被災者に十分配慮し、社会保障・税一体改革と復興対策との両立を図りつつ取り組むとされております。

社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯(しんし)に協議を行うこととされておりますことから、その経過を注視して参りたいと考えております。

本日の会議の議題は、平成 22 年度の決算の報告ということをごさいますて、後ほど詳しい説明をさせていただきますが、市民の命を守る市町村国保の状況が非常に厳しい環境におかれていることは紛れもない事実であります。

この国民健康保険制度を、今後も引き続き安定的かつ持続的に運営できますよう、努めてまいりたいと考えておりますが、併せて皆様方からも、多くのご意見を頂戴いたしまして、それを反映させてまいりたいと考えております。

本日の議題につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の健勝をお祈りいたしまして協議会開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

皆様よろしくお願いいいたします。

事務局

ありがとうございました。

平成 23 年度第 2 回協議会は被用者保険を代表する委員以外の委員の改選後、初めての協議会でございます。

初めての委員さんもおられますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

〇〇委員より順次お願いいたします。

委員

帯広市医師会から選出されております〇〇でございます。よろしくお願いいいたします。

委員

帯広協会病院の院長をしております〇〇と申します。よろしくお願いいいたします。

委員

十勝歯科医師会会長の〇〇と申します。国民健康保険運営協議会委員と選出されました。よろしくお願いいいたします。

委員

北海道薬剤師会十勝支部長の〇〇でございます。3 期目になり

ます。よろしく申し上げます。

委員 被保険者の立場を代表する委員として選出されております○
○でございます。

委員 帯広商工会議所女性会から選出されております○○でございます。
3期目となります。よろしく申し上げます。

委員 帯広市川西農協から選出されております○○でございます。
よろしく申し上げます。

委員 社会保険労務士と行政書士をしております○○でございます。
よろしく申し上げます。

委員 帯広消費者協会から選出されております○○でございます。
2年ぶりの復帰となります。よろしく申し上げます。

委員 帯広市社会福祉協議会から選出されております○○ござ
います。どうぞよろしく申し上げます。

委員 北海道市町村職員共済から選出されております○○ござ
います。被用者保険を代表する委員となります。よろしくお
願いします。

事務局 ありがとうございます。なお、副市長におかれましては、
次の日程がありますので、退席させていただきます。

(副市長退席)

会長及び会長代行を選出することになりますが、会長が
選任される間、部長に進行させていただきたいと思いますが、
よろしいですか。

(異議なしの声)

事務局 ○○でございます。会長が選任される間よろしくお願いま

す。それでは、最初に「会長及び会長代行の選出」についてを議題といたします。

お手元の議案書1ページをご覧ください。

本協議会の会長及び会長代行につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員のうちから、全委員により選挙することになっております。

委員名簿にあります公益を代表する委員は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の4名でございます。まず、選挙の方法についてどのようにしたらよいかお諮りしますとお思います。意見を伺いたいと思います。

委員 指名推薦でよろしいと思います。

事務局 ただいま、指名推薦との意見がありましたが、他に方法はありませんか。

他にないようですので、指名推薦という方法で行いたいと思いのますが、よろしいでしょうか。(なしとの声)

指名推薦と決まりましたが、どなたか指名をされる方をお願いいたします。

委員 指名推薦ということで決まりましたので、早速推薦させていただきます。

会長ですけれど、今回、〇〇委員が再任されておりますので会長に〇〇委員、会長代行ですけれど以前、国民健康保険運営協議会委員の経験があります〇〇委員を会長代行に推薦させていただきます、お諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局 ただいま、〇〇委員から会長に〇〇委員、会長代行に〇〇委員を推薦する旨の発言がありましたが、他に推薦される方はいませんか。いないようですので、ただいまの推薦のとおり選出することでよろしいでしょうか。

よろしければ、拍手でご賛同いただきたいと存じます。

(拍手)

ただいまの拍手により、ご賛同いただきましたので、会長に〇〇委員、会長代行に〇〇委員を選任することに決定いたしました。それでは、これ以後の議事進行につきましては会長にお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

会長

皆さん、お晩でございます。ただいま、会長にご指名をいただきました〇〇でございます。ベテランの前会長の後任ということで緊張しておりますが、これからの本協議会の運営につきましては、会長代行の〇〇委員をはじめ、皆様方のご協力とご指導をいただきながら、会長としての役割を果たしてまいりたいと存じます。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

会長

それでは次第に従いまして、まず事務局職員の紹介を事務局からお願いいたします。

事務局

事務局の担当職員を紹介させていただきます。
市民環境部長でございます。国民健康保険運営協議会の事務は市民環境部国保課が担当しております。
以下事務局職員を紹介する。

会長

本日の出席状況ですが、〇〇委員、〇〇委員から、本日会議に欠席する旨通知がありましたので報告いたします。なお、〇〇委員については遅れておりますので、よろしく申し上げます。

次に、議事録署名委員として、〇〇委員及び〇〇委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入るます前に、前回の国民健康保険運営協議会議事録について確認いたします。

訂正箇所などありますか。 (なしとの声)

無しとのことですので、会議録について、ホームページにて公開することになります。

次に平成 22 年度国民健康保険会計決算報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

平成 22 年度国民健康保険会計決算につきまして、概要の説明をさせていただきます。
議案書の 2 ページでございます。

平成 22 年度の予算の時にもお話しておりますが、一人当たりの医療費は医療技術の進歩・高度化、被保険者の高齢化に伴い確実に上昇しています。特定健診やドックなど保健事業の実施、また、ジェネリック医薬品の啓発など、医療費がかかり過ぎない活動は行っていますが、医療費上昇の傾向は止めることはできないのが現状です。医療費が上昇するとそれに伴い国や道からの負担金や補助金も増えますが、割合が決まっているため被保険者の皆様から集めなければならない保険料も増えることとなります。一般会計の繰入金だけでは値上げを抑えることができない状況となりました。

加えて、国保会計は平成 20 年度末で 2 億 3 千万円を超える累積赤字を抱え、さらに 21 年度でも赤字が増えることが予想されておりました。

こうしたことから、22 年度の予算では、被保険者の所得状況を勘案して一般会計から最大限の協力を得ながら、5 年間据え置いてきた一人当たりの保険料負担額を 5% 程度改定すること。併せて 20 年度末で確定していた累積赤字額を解消するという取組みを行っております。これが平成 22 年度の大きな特徴であると言えます。

その結果が平成 22 年度国民健康保険会計決算額であります。表の左側が 1 会計年度の一切の収入である「歳入」、右側が 1 年間の支出である「歳出」となっておりまして、科目と予算額、決算額、予算と決算の増減額が記載されています。歳入総額は、表の下の合計欄の決算額にありますとおり、171 億 6,993 万 6,971 円で、表には載っていませんが予算に対する執行率は 94.67%、表の右側の歳出総額は 173 億 8,894 万 4,755

円で執行率は95.87%となっております。

歳入・歳出差引額は表の下の現年度分決算と書かれた小さな表にまとめてありますが、歳入と歳出の差引額2億1,900万7,784円の赤字となりました。この赤字額は平成21年度末時点での累積赤字額が3億5,761万6,662円でしたので、平成22年度の単年度の収支は単純に言えば1億3,860万8,878円の黒字となり、累積赤字が減少する結果となりました。

しかし、先ほど触れましたとおり平成22年度の予算では、一般会計から繰入金という形で協力を受けながら、平成20年度末時点で確定していた累積赤字を解消する予算を組んで、実際に実行していますので、これを含めて考えますと、単純に単年度黒字だという訳ではありません。

ちょっと分かりづらいと思いますので、予算に対する主な増減の説明の前に、隣の3ページに赤字解消についてまとめていますので、先にこちらをご説明いたします。

上の表「国保会計の収支」に各年度の歳入合計、歳出合計とその差、マイナスですので累積赤字額となります。それと、累積赤字額のうち、その年度でどれだけ増減があったかを示す単年度収支を表示しています。

平成22年度決算の欄で見ますと、歳入計が171億6,993万6,971円で、歳出計は173億8,894万4,755円、差引額マイナス2億1,900万7,784円で、これが累積赤字額となります。その左の平成21年度末時点での累積赤字額が3億5,761万6,662円でしたので、平成22年度の単年度の収支は単純に言えば1億3,860万8,878円の黒字、つまりこの分累積赤字が減少したことになります。

次に下の表「赤字解消の内訳」ですが、上の表の累積赤字額の内訳を表しています。たとえば左側の20年度のところで、累積赤字は2億3,291万830円ですが、この内訳は17年度の赤字のうち未処理で残った1,384万168円と19年度に発生した単年度赤字1億2,541万6,584円と20年度に発生した単年

度赤字 9,365 万 4,078 円の合計となっています。20 年度には単年度で赤字が発生しているため、累積赤字の解消は一切できていませんので、20 年度の赤字が加わり、先ほどの累積赤字となっています。

21 年度では、やはり単年度赤字が発生して赤字の解消は行われず、20 年度末の累積赤字額に 21 年度に発生した 1 億 2,470 万 5,832 円が単純に加わり、21 年度末には 3 億 5,761 万 6,662 円の累積赤字となっています。

このように累積赤字が増大するのを防ぐため、平成 22 年度の予算で、平成 20 年度時点で確定していた 2 億 3,291 万 830 円の累積赤字を解消する予算を組んで、実行していますので、下の表の 20 年度と 22 年度にある網掛けをした部分ですが、一般会計からの繰入金で 2/3、国保の内部資金を 1/3 充ててこれを解消しました。

つまりこれを含めて考えますと、本来 22 年度の収支が取れていれば、22 年度末には 21 年度で発生した濃い網掛けになっている 1 億 2,470 万 5,832 円だけとなるはずですが、実際に決算で累積赤字は 2 億 1,900 万 7,784 円となっていますので、この差 9,430 万 1,952 円が実質的な平成 22 年度の単年度赤字となるわけです。

なお、平成 21 年度で発生した 1 億 2,470 万 5,832 円は、平成 23 年度で同じ方法で解消する予算を組んでおりますので、23 年度末で残る累積赤字は、22 年度に発生した 9,430 万 1,952 円となる予定です。もちろん 23 年度で単年度黒字になれば、この 9 千万が減りますし、単年度赤字になれば、今回のように上乗せになってしまうものです。

以上、赤字解消に関するご説明でした。

次に 2 ページに戻って、予算に対する主な増減の内容をご説明いたします。

はじめに歳入ですが、一番上の国民健康保険料につきましては収納率の向上に努めましたが、予算対比 4 億 27 万 3,485 円の減となっております。

この予算対比での大きな減少ですが、一つには収納率でありませんが、収納体制を若干ではありますが強化し滞納処分を積極的に行った結果、前年対比で現年度分 0.32 ポイント、滞納繰越分でも 0.68 ポイント向上しておりますが、予算で見込んだ収納率には届かず、更に 21 年度末で新たに加わった約 1 億 2,470 万円余りの赤字を埋めるために、22 年度予算で前年度繰上充用金を補正する必要があったこと、加えて当初予算で計上した医療費の不足を補うため、3 月議会において医療給付費等の追加補正を行った結果、収入の見込みが乏しい滞納繰越分の保険料を予算上の財源とせざるを得なかったことなどが、収納率の低迷に加わり大きな差となって表れております。

次に、2 行目にある国庫支出金が、予算対比 6,288 万 4,947 円の減となりましたのは、歳出の療養給付費等が予算対比で下がったことなどにより、連動して若干の減少となったものです。

国庫支出金の下 6 行が、科目の欄で文字が一桁下がっていますが、これらは国庫支出金の内訳であることを示しています。内訳を積み上げた合計が、上の国庫支出金の欄に表示されています。

次に、療養給付費等交付金、これは国民健康保険のうち退職者医療の財源に充てる他の医療保険からの負担分ですが、3 億 926 万 9,738 円の減となりました。これは退職被保険者数の増加により保険料収入が増加したことに加え、一般被保険者に混じっている退職者医療対象者を見つけ出して退職者に振替える処理をしていますが、その交付金が翌年度になることから、費用は払っているが、収入の交付金は翌年度に清算という仕組みがあるため、交付金が予算対比で減少したものです。

次に道支出金は、1 億 666 万 6,992 円の減となりました。これも国の調整交付金同様に歳出の療養給付費が減少したことに加え、実際に算定額は多く算出されましたが、交付率が 82.4%とされたことから、予算対比減となったものです。

次に、表の中段にあります繰入金、一般会計繰入金ですが 1,410 万 8,898 円の減となりました。これは、その下に繰入金の内訳が並んでいますが、その真ん中位にある財政安定化支援、

これは脆弱な国保会計を安定化させるため、国から地方交付税で措置されるもので、一般会計を経由して国保会計に入ってくるものですが、平成 22 年度は予算額以上に交付税が算定され 5,253 万 5 千円の増となりましたが、逆に 2 つ上にある保険基盤安定、これは保険料の法定軽減分の財政措置額ですが、予算額を 1,600 万円ほど下回るなど、若干の増減があり、更に、繰入金内訳の下から 2 行目にある下にある、その他事務費ですが、国保会計運営のための事務経費は、皆様から徴収した保険料を充てないように事務費分は一般会計から繰入していますが、これが約 4,434 万円減少しております。

次に、右側の歳出ですが、一番上の総務費が予算対比 2,977 万 7,593 円の減となりましたのは、人事異動などにより職員給与費が 1,430 万円程減となったほか、事務費の節減等によるものであります。

次に、国保会計の中心であります保険給付費は、5 億 7,469 万 664 円の減となっております。予算現額に対する執行率は 95.29% となっております。療養給付費については、昨年度は過去の医療費の伸びや医療制度改正の影響などを加味し、予算編成を行いました。年明け頃に実績医療費が伸びていたこともあり、3 月議会で療養給付費を退職者医療分で 1 億 4,677 万円を追加補正させて頂いておりますが、その後 1 月診療、2 月診療分で伸びが鈍化したことにより一般・退職合わせて予算対比 5 億 1,158 万 8,072 円の減となったものです。

次に少し下がって共同事業拠出金ですが、7,572 万 9,946 円の減となっております。これは都道府県単位で各市町村が拠出仕合い、高額医療費の急激な支出に備える、所謂再保険制度のようなものです。

毎年の決算の説明でも申し上げておりますが、帯広市が拠出した額と、実際に高額療養費を給付する財源として交付された額に差があるため、収支に影響を与えました。具体的には、歳出の共同事業拠出金の決算額、これが拠出する額ですが 20 億 6,941 万 54 円、これと表の左側 歳入の中段よりやや上にある共同事業交付金、これが拠出に対して実際に交付される額です。

が、20億2,472万224円となっており、これが一致していれば、収支差はゼロですが、本市の場合は4,468万9,830円歳入が少なくなっており、赤字の要因の一つとなっております。いわば制度による赤字と言えらると思ひます。

その下に記載の保健事業費ですが、予算に対し4,268万4,877円の減となっておりますが、これは国保を運営する保険者として、ドックや検診など保健事業をすることにより被保険者の皆様に健康になってもらひ、或いは病気の早期発見・早期治療により医療費の適正化を図るために取り組んでいるものですが、ドック事業は人気があるのですが、中心として取り組んでいる特定健診が45%の受診率を目標にしていたものが、現在正式な報告に向けて調整中ですが25%程度の受診率にとどまったことが大きな要因として挙げられます。

引き続き、平成22年度国民健康保険の概要についてご説明いたします。

4ページの国保の被保険者の状況であります。

この表は、国保の世帯数と被保険者数の状況等を5年間分表示してありまして、表の右端にありますように、平成22年度の年平均の世帯数は27,119世帯で、前年比138世帯0.51%増、被保険者数は、45,920人で前年比44人0.10%の減となっております。

75歳で被保険者が国保から離脱するため、平成20年度以降、世帯数及び被保険者数が減少傾向にありましたが、22年度においては、この減少傾向が止まり、横ばいの状況となっております。

なお、被保険者数の一番上の行に「若人分」と書いてありますが、これは19年度までありました75歳以上の老人保健の対象者と区分するために用いられております。現在は元（もと）老人保健の人達は後期高齢者医療制度に移っておりますので、若人＝合計となります。

表で「退職」と表示されている退職者医療の被保険者が、

21年度の1,912人から22年度2,195人と283人、14.80%増加しておりますが、団塊の世代といわれる方々が退職を迎えられて国保に加入していること、また、60歳～65歳未満の元サラリーマンで退職者医療に該当すると、退職者の保険料以外にかかる費用は、元いた社会保険から費用負担される仕組みですので、その対象となる人を、一般被保険者の中から見つけ出し、退職者医療に変更する作業をしていますので、若干増えている状況です。

なお、表の下段にありますとおり、帯広市の国保の加入割合は、世帯で見ると33.25%、人口で見ると27.26%となっています。

次に、5ページの被保険者の異動理由別状況ですが、これは過去5年間の異動事由を転入・転出、社保加入・離脱、生活保護開始・廃止、出生・死亡、20年度からは後期高齢者加入・離脱、その他に分けて表示したもので、後期高齢者加入は別として、例年社保異動によるものが一番多く、平成22年度は差引き1,761人の増となっております。転入・転出が久しぶりに123人の増となった他、出生・死亡ほぼ均衡しており、その他は、主に、国民健康保険組合の加入脱退によるもので、昨年はここに加入することで、国保を離脱する方が減ったことにより、増の要素となっております。また、景気の低迷を反映しているのか、生活保護を開始することにより国保を離脱する件数が年々多くなっている傾向が読み取れます。

次に、6ページの年齢階級別加入者数及び構成割合であります。上の表では、多少の凸凹はありますが、若い世代では減少若しくは横ばいで、60～69歳及び70歳以上の被保険者が増えることにより、21年度から22年度にかけては全体として横ばいの状況となっており、その分平均年齢が上がっている状況が見て取れます。

下の表は国保の年齢構成割合と帯広市の人口構成割合を比較したのですが、特徴的な部分として、49歳未満では国保

加入者構成比が帯広市全体の人口構成比と較べて低くなっていますが、60歳以上は急激に高くなっています。国保においては市の人口構成以上に、高齢化が急速に進んでいることがうかがえます。また、国保の加入者が20歳から59歳の勤労世代が少なく、年金収入世代の割合が多くなっています。

次に、7ページの医療費の状況ですが、この表はいわゆる医療費10割で、自己負担額を含む医療の費用額で、19年度までは老人保健会計の国保老人を合わせた表でございます。

平成22年度における療養諸費費用額は、合計で141億1,288万2千円、前年度と比較すると額で3億2,206万7千円、率で2.34%の増加となっております。

上の表の下側に記載しています1人あたりの費用額では、若人分が30万7,336円、前年対比で7,301円2.43%の増となっております。一般と退職者の内訳を見ますと一般は30万1,214円1.65%増で、退職者は42万9,303円11.37%増となっております。この退職被保険者の単価の増は、被保険者数が2,195人と少なく、紙レセプトのため詳しく分析することはできませんが、入院の費用が前年比で約1.5倍となっておりますので、入院患者が多くなったため、平均が上がったものと考えられます。

過去のデータを見ても、一般より退職者が高く、更に老健が高いというように、年齢が高くなれば医療費も高くなる傾向が見て取れます。

次に、下の表の、平成21年度1人当たり療養諸費の全国・全道との比較であります。全道、全国平均などの統計数値がまとまるのに時間を要することから、1年前の21年度比較になりますが、一般被保険者では全国が28万5,399円、北海道が32万9,851円に対し、本市は29万6,327円ですので、全国平均よりも3%程度上回っておりますが、全道平均からは10%ほど下回っている状況であります。

この傾向は例年続いておりまして、帯広市は道内では医療の単価が比較的安く済んでいる現状を見ることができます。

次に、8 ページの受診率の推移であります。この資料は100人当たりの受診率を表したものです。22年度の若人分が960.29ですので、100人当たり入院、外来、歯科で960回医療機関に罹ったということで、一人当たりでは、年間9.6回となります。若人分で前年対比2.86%減となっております。

次に、下の表で、これも平成21年度のデータですが、受診率の全国・全道との比較では、本市は一般・退職とも、全国・全道平均を上回っている状況であります。全道との比較では、受診の回数が多いけれど、先ほど説明したとおり医療費自体は安いという状況にあります。これは、全道と比べ外来の件数が多く逆に入院が少ないことによるものです。

次に、9 ページの保険料の状況です。保険料の状況中、(1) 保険料率および賦課限度額の推移について、初めての方もいらっしゃると思いますので、ごく簡単にご説明いたしますが、国保の保険料は表にありますとおり3つに分かれていて、1つが実際に国保の被保険者が利用した医療の給付に充てられる医療給付費分、2つ目が75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を現役世代の医療保険が支援するための後期高齢者支援金分、3つ目が40歳から64歳までの人は介護保険の第2号被保険者として保険料を徴収されますが、この保険料は加入している医療保険で徴収することになっていきますので、この納付のための介護納付金分、この3つに分かれており、それぞれ世帯あたりいくら、一人当たりいくら、所得に掛ける率などの料率と最高額である賦課限度額が決まっています、その合計額が保険料となります。

平成22年度は、医療給付費分の保険料率及び限度額、後期高齢者支援金分の保険料率及び限度額、また、介護納付金分の保険料率を改定し、変わらなかったのは、介護納付金分の限度額だけという状況で、6年ぶりに約5%の値上げを実施させていただきました。この平等割額、均等割額、所得割率につきましては、例年5月末に開催する運営協議会で皆様にご審議いただいているものであります。

次に、下の表、(2)保険料の軽減および減免状況であります
が、平成 22 年度の低所得者に対する所得に応じた 2 割、5 割、
7 割の法定軽減制度のほか、市独自で減免を実施し、負担軽
減を図ってまいりました。これにより、賦課対象全世帯のう
ち、延べで 57.63%の世帯に対し法定軽減もしくは市独自減免
を行ってきたところですが、20 年度に金額、世帯数、割
合が減少しているのは、後期高齢者医療制度で 75 歳以上の年
金暮らしの世代が抜けたことによるものですが、軽減・減免
の割合は増加する傾向にあります。

次に、10 ページの収納率であります。保険料をかけさせて
もらうことを賦課と言いますが、上の表が 22 年度に新たに賦
課した現年度分、下が平成 21 年度以前に賦課し、未納として
残った滞納繰越分となっております。

平成 22 年度は現年度分の一般・退職合計の収納率、表の右
端になりますが 87.20%と前年度より 0.32 ポイントの増とな
っております。

これは、20 年度に納付意識の高い 75 歳以上の被保険者が
大量に離脱し 2.29 ポイント減と大きく収納率が下がったわけ
ですが、21 年度、22 年度は収納体制を強化し、21 年度の 1.83
ポイントの増加、これは市部で全国第 3 位でした。これには
及びませんが、保険料を改定した 22 年度は、絶対に収納率を
落とすことにはならないと徴収担当者ががんばりまして、特
に滞納処分に取り組むことで、収納率の向上に繋がったものと
考えております。

収納対策としては、悪質滞納者に対し、滞納処分として所
得税や自動車税の還付金の差し押さえ、預金の差し押さえ、
給与の差し押さえを専任体制で行ったほか、市民環境部管理
職の応援による納付督励の強化を図るなど、収納率の向上に
務めてきたところであります。

また、特別な理由も無く滞納が続いている世帯に対しては、
諸手続きを経て短期被保険証、いわゆる短期証などを交付し、
滞納者との接触の機会を多くし、納付に繋がる取り組みを行

っています。

下の表の滞納繰越分は一般・退職の合計では平成 22 年度の右端にありますように 10.84%、前年度より 0.68 ポイントの増となりました。国保課における滞納処分の執行に加え、平成 19 年度から十勝管内の市町村が共同で設置している「十勝市町村税滞納整理機構」でも、悪質な滞納者に対し、財産の差押等の滞納処分を実施しており、滞納繰越分の収納率の向上に貢献しております。

次に、11 ページの一般会計繰入金の状況です。平成 22 年度における一般会計繰入金の総額は、表の下から 3 行目になりますが、19 億 3,835 万 5,102 円で、前年比 3 億 939 万 4,440 円増加しております。

一般会計繰入金は、国が基準を定めており、ルール化されております。備考欄にも概略を記載していますが、例えば事務費や出産育児一時金の 2/3、財政安定化支援事業、保険基盤安定は繰出基準に則ったもので、これ以外の出産育児一時金の残り 1/3、葬祭費、保険料軽減、インフルエンザ予防費、特定健診の事務費、それに加えて平成 22 年度は冒頭でも説明したとおり、表の下から 4 行目にあります赤字解消のため繰入をしておりますが、これは繰出基準にありませんので、基準外ですが政策的に支出してもらっているものです。

繰出基準にない、政策的に一般会計から国保会計に繰出しているものの合計が、下から 2 行目の「基準超過額」に表示してあります。また、これを一般被保険者で割り返したものが一番下にある一人当たり基準超過額で、20 年度に制度改正の影響で減少していますが、22 年度は 11,585 円、前年対比で 5,981 円増の繰り入れが行われております。保険料の値上げを抑制するための「保険料軽減」と「赤字解消」が大きく影響しております。

次に、最後 12 ページの財政収支ですが、冒頭 22 年度決算

額についてご説明いたしましたとおり、歳入・歳出差引額で2億1,900万7,784円の赤字となっております。この赤字額は、平成23年度予算からの前年度繰上充用金として補填しております。つまり22年度は赤字を埋めることが出来ますが、23年度の予算でこの赤字を抱えることとなります。

経過としては、表の中ほど、平成15年度の歳入歳出差引額の欄にありますように、5億6,600万円あった累積赤字額を、基金の取り崩しや一般会計からの赤字解消繰入金などを含めて解消に努め、18年度では一度1,384万円までに改善しましたが、19年度以降単年度の赤字が続き、21年度で3億5,761万6,662円と膨らみましたので、冒頭ご説明したとおり22年度からは赤字解消に取り組んでおります。

やはり、健全経営を行っていくためには、単年度収支をとっていくことが重要で、累積赤字を貯めてしまうと、国保会計単独ではその解消が難しくなってしまうということになります。こうした中、歳入・歳出両面からの取組みが必要になるわけですが、歳出面では確実に上昇する医療費に対応するため、今年度から人間ドック復活しておりますが、こうしたドック事業やがん検診などで早期発見・早期治療につなげるほか、保健事業の中心として取り組んでおります特定健康診査・特定保健指導で、メタボリックシンドロームの該当者・予備者に対し、生活習慣の改善を行い、生活習慣病や虚血性心疾患、脳卒中や腎不全などの発症リスクを低減することで、即効性はないものの将来的な医療費の抑制に努めており、引き続き健診率を向上させていかなければならないと思います。また、引き続きジェネリック医薬品のPRを行うなど医療費の適正化に努めて参ります。

また、歳入面における収納率の向上につきましては、昨年度前年比で0.32ポイント上げておりますが、まだまだ率としては低い状態にあることから、引き続き滞納処分の強化を図り、従前から取り組んでおります夜間相談窓口、休日納付相談

窓口の開設やコンビニ納付の継続、督励強化月間を設定し督励を行うなどの活動と合わせ取組んで行きたいと考えております。

説明は以上です。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

会長

どうもありがとうございました。ただいま大変詳しく説明いただきました。ただいまの説明について質問・意見がありましたらよろしく願います。

委員

9月1日付けの国保新聞に、保険料率と賦課限度額に達する給与所得の表があり、一番高いのが旭川市でした。その表では帯広市は所得割、均等割に関して宮崎市と同じなのですが、ただ、平等割については、宮崎市が29,500円で、帯広市が35,400円になっています。この違いは1人当たりの医療費が高いことからなのですか。

事務局

保険料率の設定につきましては、例年5月の運営協議会の中で審議いただいております。医療費については地域によって違いがあり、帯広は道内では安いですが、全国から見ると高く、北海道自体が高めな傾向にあります。単純に医療費だけで比較することは難しいのですが、帯広市の場合、かかる医療費を推計しまして、国の補助金、負担金等を出します。そうした各特定財源を除いた分を保険料でいただかなければなりません。保険料だけでは高くなってしまいますので、一般会計から繰入金ということでいただいております。帯広市では保険料のうち5割を所得割として、3割を均等割、2割を平等割で計算することが条例で決まっています。一世帯当たり、一人当たりの額が自動的にきまるようになっております。

世帯構成や所得状況が違いますと、平等割、均等割の額も違っていて、札幌は所得割を高く設定しているとか、地域によっての違いが出てきます。

委員 2人世帯でどの位の金額で賦課限度額になりますか。旭川市が409万円（賦課限度額の所得）ですが。

事務局 帯広市の場合、520万円前後です。

委員 共同事業の決算ですが、平成21年度と比較した中で、平成21年度は8千万ほどの赤字、拠出金が多かったんですが、今回4千万ほどになったのはどのようなことからですか。

事務局 要因が中々難しいですが、拠出の割合はルールがあります。30万から80万の医療費について対象となっておりまして、3ヶ年の医療費、一般被保険者数から算出されています。保険財政共同安定化事業は、レセプト1件当たり30万円以上の医療費に関して、8万円を超え80万円までの59%に相当する部分が交付されまして、今年はたまたま拠出額と交付額の差がすくなくかったということになります。

また、80万円超の高額医療費共同事業についても対象となります。帯広市の場合、80万円超の高額医療費については拠出額と交付額の収支はほぼ同じですが、30万円超80万円未満の保険財政共同安定化事業については例年、大きく拠出額が上回っていましたが、今年は拠出額と交付額の差が少なかったということになります。その要因については対象の患者が多かったことですが、中身の分析は出来ない状況にあります。

委員 承知しました。

会長 他になにかありますか。

委員 収納率の関係ですが、平成22年度は前年度に引き続いて収納率が0.32%伸びております。収納対策及び納付割合別の金額と人数についてお聞きしたい。

事務局

平成22年度の収納率ですが、前年に引き続き伸びております。平成22年度は特に滞納処分に取り組んでおります。滞納処分の前段ですぐに差押をするのではなく、対象者の財産調査を行ないまして、差押可能な財産の発見に努めております。この中で差押予告書を送付しておりまして、平成20年度以降毎年7～8百件を送付しており、平成22年度は1,800件送付しております。財産調査の効果も上がっておりまして、督促状・納付催告書と違いまして、差押予告書を送付することで納付につながる効果が上がっております。予告書を送付しても、納付されない、分割納付が守られない場合は差押を執行するという事になっております。

差押につきましては平成21年度は380件、内容ですが所得税還付金、預貯金などですが、平成22年度は1,100件ほど増えています。差押に伴う差押金額ですが、平成21年度は2,500万円で平成22年度は3,800万円となっております。差押の増に伴い、督促状、催告書の送付に伴う納付する金額も増えており、送付する文書の重みが増しているような予告効果及び新たな滞納につながらないことにも結びついております。滞納額が累積しますと、解消するのが大変ということもありまして、なるべく早い時期に納付督促の取り組みも行っております。

口座振替の振替が高いと収納率が高いうこともございまして、昨年からは、口座振替促進キャンペーンを実施しております。新たに国保に加入されます方、納付意識の高い方に積極的に加入促進の取り組みも行っております。

平成22年度の人数割合で申しますと口座振替は37.56%、年金天引きによる特別徴収は4.80%、銀行で納入されている方21.96%、郵便局で納入されている方8.20%、コンビニでの納入の方が24.52%、国保推進員による集金が2.96%となります。

次に、納付金額割合で申しますと口座振替は43.05%、年金から天引きの特別徴収は4.45%、銀行の納入は24.05%、郵便局の納入は6.64%、コンビニの納入は19.19%、集金での納入が2.62%となります。最近の傾向としまして、口座振替が若干、

前年比で下がっておりますが、一番、伸びているのがコンビニの利用による納入が5年前と比べると2倍余り利用されております。また、口座振替利用促進の取り組みの結果、昨年度は43件、今現在32件の口座振替の申し込みがあります。

委員

口座振替が昨年より若干落ちていますね。金額割合で平成21年度が43.3%、平成22年度が43.05%ですね。人数割合も金額割合も若干落ちている。口座振替率が高い保険者は収納率が高い傾向にありますね。口座振替をもう少し増やす方をどの様にやられておりますか。

事務局

現在、取り組んでいるのはリストアップし、個別の訪問し加入を促進するというを行っております。他の自治体の取り組みをみますと、国保料の納入が原則、口座といった取り組みを行っているところもあり、口座以外は国保推進員が集金に行くという所もあります。

委員

例えば、一回目の口座振替が確認できたなら、記念品を贈呈するなどの誘導策は導入している市もあるに聞いていますが考えられませんか。予算の問題もあります。

事務局

収納率向上のために、年金のように一括納付による割引制度がありますが、口座振替のためにそのようなことは考えてはおりません。

会長

他にないかありませんか。

委員

特定健康診査の受診率は、25%前後を推移しておりますが、平成22年度の状況と、人間ドックが再開されたと聞いております。応募状況等はどのようなようですか。

事務局

平成 22 年度の特定健診の実施状況ですが、現在、国への法定報告に向けての作業中です。確定した数値ではないですが、8 月末現在の集計途中の実績としては、対象者が 28,075 人に対し、受診者が 7,280 人で 25.9%の受診率となっております。平成 21 年度と比較しますと、受診者が 80 人の減ではありますが、対象者も減っているため、受診率は同じとみております。特定保健指導の状況ですが、動機付け支援、積極的支援の対象者 1,030 人に対し、初回面接の後、6 ヶ月後の実績評価を終えた方が 207 人、実施率が 20.1%となっており、前年比 7.3%の増となっております。

次に人間ドックの取り組みですが、3 月の下旬に配布した広報おびひろ 4 月号にお知らせを掲載し、4 月 7 日から 2 週間の申込受付期間を設けております。募集定員数を超えた申し込みがあり、4 月 28 日に抽選を行い、受診者を決定し、5 月中旬に受診券を送付し、6 月から検診をスタートさせております。6 月、7 月の 2 ヶ月間で 30% 余りの方が受診済みの状況にあります。

申し込みの状況ですが、人間ドックの受診枠は国保枠で 450 名、後期 50 名のトータル 500 名で、国保枠については 628 名の申し込みがあり、1.4 倍の倍率で、後期枠については 115 名の申し込みがあり、2.3 倍の倍率でトータルで 1.5 倍の倍率となっております。平成 21 年、22 年度は人間ドックを中止しておりますが、平成 20 年度と比較すると国保 500 名に対し 526 名の応募があり 1.05 倍となっており、今回の応募は前回よりも 100 名ほど申し込み者が増えています。

検診内容の変更はありませんが、受付方法の改善を図っており、これまで申し込み受付を 1 日限りとし、直接市役所に来ていただいていたが、今回は申し込み期間を 2 週間とし、市役所での受付、申し込み書の郵送による受付、インターネットによる受付を実施し利便性を図っておりますことから、結果的に、脳ドックを含め、大幅に申し込みする方が増となっております。

課題につきましては、受診枠に対し申し込みする方が多いことから抽選になります。受診枠増の要望もありますが、医療機関との調整、予算的なこともあり、平成 24 年度の予算編成の

中で検討していきたく考えております。また、連続して落選している方の対応については、公平な形の抽選が出来るよう考慮し、対応したく考えております。

委員

社会保険の話ですが、数年前まで帯広市で国保に加入していました。回数をみますと10回払いです。

例えば年間12万円支払うとしますと、1回あたり、1万2千円、12回にしますと1万円になります。納期が10回と12回では2割違ってくる。なぜ申しますかと申しますと、幕別に6年ほど住んでいまして、幕別町ですと納期が6回です。帯広市にきて、幕別町の年間の保険料は忘れましたが、例えば保険料が48万円で、納期を6回としますと1回あたり8万円になります。1回滞納しますと次に納める額が16万円になります。10回としますと1回あたり4.8万円となり、1回あたりの負担額の差3.2万円。この差というのは相当大きいのではないかと思います。

例えば住民税の特別徴収は御存知のとおり6月から入りまして5月に終わります。年間12回ですね。収納率のことを考えますと、負担額が少しでも安い方が払い易いのではないのかと思います。収納率はこういう効果も考えなければならないのではと思います。だいたい2割くらいの負担額が違うとなると、こまっている人にとっては相当な負担になると思ひまして、このことが気になりまして。

幕別から帯広に移った時に、国保の負担額は減ったわけですが、6回で払うか10回で払うか。この辺のあたりはどのようなのですか。12回には出来ないのですか。

事務局

国保の保険料を計算するのに、先ほど説明しましたとおり世帯当たり及び一人当たりいくらか、所得に率を掛けまして算出します。所得は前年度の所得に基づき算出することになります。確定申告等により所得額が確定するのは、5月の中旬から下旬となります。この時期でないと所得額が決まらないということになります。納付回数を増やすほうが納付しやすく、納付回数

を増やしたいのですが、4月、5月を含めるとなりますと、所得が確定しない時期に保険料を払い出さねばならないこととなります。そのような所もありますが、確定しない内に仮という形で徴収することとなりますので、結果的には所得が確定した6月以降に再度年間保険料を計算し直すという形となりますので、金額が変わることとなり、混乱が生じることともなります。所得が確定し、なるべく、早く6月に発送することとなります。納期が10回の以上に増やすとなると、所得が決まる前に決めなければならない事情があります。

委員

住民税の場合、特別徴収の12回ですよ。確定申告が1月から12月まで終わってしまいますことから、それを行ってから6月に前年度分の住民税を確定することで、ここでどうということではないのですが、余り変わらないように思えるのですが。その辺のところをどうにか出来ないのか。また、データを見ますと一般会計から、これだけ入れて、ようやく収支がとれている。よく考えると、変な話しですよ。保険事業というのは収支相当になるのが普通で、そのところを抜本的に変えませんか。一番なことは病気にならないことですが、その辺の工夫をやると、一人一人の負担感が減るのでないのか。6回から10回に納期が増えたことにより、負担感が減った、払いやすい感覚を持ちました。帯広市に引っ越してきた時に、そんな経験があります。そんな思いです。

事務局

特別徴収という形で、年金から特別徴収、世帯員が全員65歳以上の世帯ですが、2ヶ月に1回、年金から天引きしております。4月の年金からも天引きさせていただいております。それは仮徴収ということで徴収させていただいております。6月に更正はするのですが、年金から天引きという形をとっていただいておりますので、納付書で払うより、自動的に支払うことになるので特に混乱はありません。納付書で払う人は、途中で額が変更になると混乱が生じることになると思います。納期が多いほうが納入しやすいのが実態でございまして、1回当たりの保険

料が多くて払え切れなく、納付相談に来られた場合、4月、5月を含めて12期で分割納入したいと申し出される方もいらっしゃいますので、それに応じて分割しております。確かに納期が多いほうが支払いし易いといえると思います。

会長

他に委員の皆様の方で、何かございませんか。無いようですので平成22年度の国民健康保険会計決算についてはこれで終わりたいと思います。

本日の議事録署名委員の〇〇委員がお見えになっておりませんので、〇〇委員を指名いたします。よろしく申し上げます。事務局より申し上げます。

事務局

4点ほど説明・報告があります。

第1点ですが、皆様のお手元にあります「帯広市の国保：平成22年度決算版」の概要について簡単に説明いたします。

平成22年度国民健康保険決算内容などを記載したものです。目次をお開きください。7項目、52ページから構成されており、先ほど1項目から5項目までについては説明しておりますので、割愛させていただきます。

項目5の老人関係ですが、現在は、後期高齢者医療制度に移行になりましたが、移行前の老人保健制度の沿革などについて記載されております。次に項目6の保健事業につきましては特定健康診査・特定保健指導及びドック事業等を含めた内容が記載されております。

項目7の参考資料中に年齢・疾病分類別等の医療費分析及び昭和20年以降、平成22年度までの国民健康保険制度の改正及び条例改正について記載されております。

次に「平成23年度国民健康保険のしおり」をご覧ください。内容につきましては、国民保険の加入、脱退、給付、保険料等について国保全般について記載されております。

「平成23年度国民健康保険のしおり」につきましては、毎年10月1日で被保険者証が更新されます際に送付されるもので、今年度は約25,000世帯に9月13日に送付されております。

また、日常業務の中で新たに国保加入される方にも手渡ししております。

次に参考図書のご案内です。今回、改選に伴い新たに 6 名の方が委員となっております。国民健康保険運営協議会委員についての参考書物（2011 国民健康保険必携）を購入中ですので、申し出くだされば、お貸しすることとなりますので、活用のほどお願いいたします。

最後に、次回の第 3 回の運営協議会の開催の日程です。年が明け、平成 24 年 1 月末頃を予定としております。内容につきましては平成 24 年度国民健康保険予算についてとなります。案内につきましては、開催の 1 ヶ月前に案内を予定しております。

会長

特に無ければ、本日の会議はこれを持ちまして終了させていただきます。長時間にわたり、熱心なご議論をいただきありがとうございました。